平成２１年（フ）第３２２５号
名古屋市緑区桃山３丁目1301番地　県営緑黒石住宅２棟403号
債務者　篠田　　学
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９８号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番17―601号
債務者　葵こと　濱口　博子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０４号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番１―501号
債務者　藤田　光男
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２８号
神戸市垂水区千代が丘１丁目１番22号サンコーポ千代が丘103号、前住所神戸市垂水区星が丘３丁目２番13号
債務者　上山久美子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４８号
神戸市東灘区住吉宮町１丁目10番６号、従前の住所兵庫県芦屋市打出町５番15号
債務者　新井　智雄
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５８号
神戸市兵庫区永沢町４丁目４番11号ハイツ永沢201号、前住所神戸市兵庫区西上橘通１丁目４番12―701号
債務者　中西　淑乃
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５９号
神戸市兵庫区永沢町４丁目４番11号ハイツ永沢201号、前住所神戸市兵庫区西上橘通１丁目４番12―701号
債務者　綾井　允彦
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６２号
神戸市垂水区学が丘６丁目１番37―702号
債務者　竹内　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６０３号
神戸市垂水区狩口台１丁目１番302号　濱本方、前住所神戸市長田区雲雀ヶ丘１丁目５番26―403号
債務者　池田美代子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１１号
兵庫県三木市吉川町金会915番地の１、従前の住所兵庫県加西市繁昌町1580番地の３平井勝
債務者　平井　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１２号
兵庫県三木市吉川町金会915番地の１、従前の住所兵庫県加西市繁昌町1580番地の３平井勝
債務者　平井美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９号
岩手県遠野市綾織町新里22地割132番地
債務者　藤澤　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５１号
仙台市太白区秋保町馬場字町南74番地の３
債務者　佐藤　久三
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０３号
仙台市青葉区錦町１丁目２番33―305号
債務者　鎌田　慎也
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０４号
仙台市青葉区錦町１丁目２番33―305号
債務者　鎌田　優子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５４号
仙台市宮城野区港４丁目６番１号　東日本ふそう陸送株式会社内
債務者　佐藤　清志
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８１号
仙台市青葉区中山５丁目11番31号　チェルシーガーデンＡ203
債務者　佐藤　里美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係